・２面３面にパズル特集、
皆さんのご応募お待ちしてます。
・次回778号は「じちろう共済
特集号」をお届けします。

自治労
茨城縣職新聞
第777号
2022年５月11日号
http://iba-kensyoku.jp/
E-mail kensyoku@atlas.plala.or.jp

【発行所】茨城県職員労働組合連合
310-8555　水戸市笠原町978-6
県庁内
TEL　029-301-6135
FAX 029-301-6143
【発行責任者】須之内　浩二
【定価】10円（組合員の購読料は組合費に含む）

36協定は機能していますか

時間外勤務縮減の取り組みと労基法36条協定の点検

働き方改革が叫ばれる中で適正な勤務時間管理の重要性が増している。時間外勤務の上限時間の設定等法整備も進んでいる。しかし、職員の心身の健康維持を最優先として時間外勤務を減らしつつ、働いた分は手当を支払うという当然のことが徹底できない実態が残っている。適正な制度運用ができるよう正しい知識にもとづいて労働者の目でチェックする必要がある。

〈協定の内容〉
○基本方針
○時間外勤務の上限時間、具体的事由
○休日勤務の限度日数、具体的事由
○特別な事情による時間外勤務上限時間の特例、具体的事由

法定職場の36条協定

協定締結と包括的覚書の締結

県の職場は36条協定（以下協定）を結ぶ必要がある職場と不要な職場があります。県（総務部長）と職員組合（中央執行委員長）は全職場を対象に包括的事項を定めた「覚書」を一括締結しています。さらに、協定締結対象職場については個別事項を定めた協定を所属長と分会長の間で締結しています。

協定の運用状況をチェックしよう

締結した協定内容に不備があるということはないと思いますが、適切に運用されているかしっかり監視する必要があります。

時間外を命じられる時間の上限は原則月45時間、年360時間ですが、「特例」と「特別事由」により上限を超えて勤務を命じることができます。しかし、命じる際には「特例」であるのか「特別事由」であるのかを明らかにする必要があります。さらに、「特例」で真にやむを得ないものか、「特別事由」として災害その他避けられない事由であったか等、事後的な検証を義務付けているので、その実施を確認しましょう。また、「特例」の期間が上限を超えて慢性的になっていないかも重要です。

単に時間数だけではなく、健康（過労）への影響を重く考えなければなりません。時間外勤務が月80時間を超えると医師の面接指導が必要になります。また、それ以前に時間数を問わず健康被害発生の芽を摘むため、職場の安全衛生に対する取り組みも重要です。

所属長の責任は重い

労働基準監督署へ届け出ている本協定は、所属長のさじ加減で運用できるものではありません。是正勧告を受ければ逆に所属長の責任が問われることもあらためて認識する必要があります。

○「特例」
一時的、突発的業務量が増える状況等（いわゆる繁忙期）により上限時間を超えて命じることが可能。
・月100時間未満
・年720時間以下
・2～6月平均80時間以下
・月45時間超は6月まで

○「特別事由」
災害その他、避けられない事由に従事する職員に臨時又は緊急に命ずる必要がある場合、上限は適用しない

時短の取り組み

時間外勤務縮減の取り組み

労働時間の短縮（以降、時短）に向けて協定の遵守は当然のことですが、法律や規則があれば守られるわけではありません。様々な取り組みによって守られる環境づくりを進めています。労使間で実施している「時短協議の場」もその一つです。この間県が進めてきた時短の取り組みについては、一定の評価をしてるところです。しかし、県当局の意図しないところで発生する問題が後を絶たないというのも事実です。

勤務時間の客観的な把握方法の導入

近年の交渉課題として「勤務時間の正確な把握」を取り上げてきました。人事院もその実施を強く求めています。本県でもパソコンのON／OFFに連動したシステム稼働に向けて試行してきました。当面はシステムの安定した稼働を実現し、次の段階としてシステムで把握された時間と実勤務時間との突合によるシステムの検証を進めることになっています。また、機械的なシステムの性能だけでなく、勤務した時間は申請することが当たり前の職場環境づくりも重要です。

80時間を超えないための取り組みの評価

80時間を超えないための時間外アラートの取り組み等様々な工夫がなされています。これらの措置がねらいどおり実施された職場は一定の効果が見込めるでしょう。ところが残念ながら一部の職場から相変わらずの報告が届きます。「80時間を超えるから時間外の申請を出すな」といった職場のローカルルールです。永遠の課題とも言えるもので、昨年秋の労使交渉でも大きく取り上げました。人事当局も認識しており、「必要な時間外勤務まで職員が申請しにくい雰囲気になったり、一律に時間外勤務をしないよう締め付けたりする事態に陥らないよう」管理職に呼び掛けています。分会としても勇気をもって指摘するなり、本部に対応を求めるなり対応をお願いします。

一方、取り組みの徹底を図るあまり、管理職にかかる過度なプレッシャーがローカルルールを誘発していないか危惧されます。様々なところに課題が潜んでいるので、職場実態をしっかり把握しながら「時短協議の場」等を通じて改善に向けた取り組みを進めます。

777号パズル特集

漢字抜け熟語

【問題】
「1、2」の順でできる漢字の言葉は何でしょう？

【解き方】
漢字4文字の熟語を24個並べたのですが、2回以上使われている漢字を数字に置き換えました。同じ数字には同じ漢字が入ります。違う数字は違う漢字です。すでに出ている漢字をヒントに、熟語を復元してください。できる熟語はすべて、何らかの辞書に載っているものです。固有名詞が入っていることもあります。

_ _ _ _ 10 16 10 2	平 _ _ _ 6 7 11	_ _ 月 _ 9 7 2	_ 術 団 _ 8 23
_ _ _ _ 3 24 18 6	_ 告 _ _ 5 19 1	_ _ 星 _ 1 21 22	_ 装 _ 除 3 19
_ _ _ _ 15 14 2 12	_ _ 役 _ 4 11 24	_ _ 変 _ 11 8 11	_ 売 _ 社 17 15
_ _ _ _ 10 13 17 6	_ _ 霧 _ 22 1 20	_ _ 裁 _ 16 23 13	_ 門 _ 校 17 8
_ _ _ _ 15 3 12 23	_ _ 旅 _ 18 8 6	_ _ _ 毒 9 21 20	_ 正 _ 算 18 5
横 _ _ _ 13 2 4	_ _ 試 _ 20 11 12	確 _ _ 付 14 9	_ _ 納 税 5 14

●チェック表

1		9		17	
2		10		18	
3		11		19	
4		12		20	
5		13		21	
6		14		22	
7		15		23	
8		16		24	

パズル制作／ニコリ

ナンクロ

【問題】
次のように表される言葉は何でしょう？

15	16	17	18

【解き方】
同じ番号には同じ文字を、違う番号には違う文字を入れて、クロスワードを完成させてください。最初に出ている文字を手がかりにして、解いていきましょう。小さい「ィ・ッ・ュ」などは、大きい「イ・ツ・ユ」などと同じ番号です。「ー（長音）」も1字に扱います。意味のない文字のつながりができてはいけません。

8	■	5	17	7	14	6	■	12	12	13	14	10
9	10	4	■	4	■	4	16	18	13	7	■	16
1	18	■	1	16	12	14	10	■	7	■	1 ハ	16
18	■	10	17	■	13	■	11	4	■	11	2 ナ	10
11	4	14	■	7	16	16	■	18	13	7	3 ザ	■
7	15	■	11	5	6	5	15	6	5	■	4 カ	5
■	4	2	5	8	■	12	16	10	■	18	5 リ	11
4	3	14	■	9	4	■	8	■	7	17	■	7
2	5	■	12	■	4	3	15	6	5	■	4	6
8	■	12	13	16	12	14	■	7	■	13	17	2
15	14	4	14	10	■	9	16	4	14	12	■	5

●チェック表

1		10	
2		11	
3		12	
4		13	
5		14	
6		15	
7		16	
8		17	
9		18	

パズル制作／ニコリ

県職新聞777号のゾロ目ということでパズル特集の企画です。

普段と違うパズルで頭の体操をしましょう。

コロナ禍で行事ごとの開催が難しい昨今、少しでも組合員の皆様への還元となれば幸いです。

777号パズル特集

「漢字抜け熟語」「ナンクロ」「数独」3種類のパズルごとに応募できます

応募方法　応募は組合員のみです。Eメールまたはハガキ（FAXは不可）に以下の①～⑥を記載のうえご応募ください。
①パズルの種類とその答え　②職場名　③氏名　④郵便番号　⑤住所　⑥電話番号

宛　先　Eメール：i-kyousen@bz01.plala.or.jp　ハガキ：〒310-8555 水戸市笠原町978-6　職員組合　教宣部クイズ係

応募締切　2022年6月15日（消印有効）当選発表は6月下旬の発送をもって代えます。

				6		9		
		7	2			8		
	8			3			7	6
	6				4			
1		4				6		9
			5				3	
8	4			2			1	
		3			8	4		
		9		1				

	3						8	
		6	4		7	3		
1			9		8			5
	2						4	
4			5		3			1
	9						5	
5			6		2			7
		9	7		4	6		
	8						2	

		8				6		
	1			5			8	
4			2		9			5
		9	3		6	2		
	2						7	
		5	1		7	9		
9			4		8			7
	5			6			4	
		2				3		

	3			6		4		
		8			5			9
6			2		7		3	
	9	1				5		
7								4
		5				7	9	
	7		9		8			6
1			4			2		
		6		5			1	

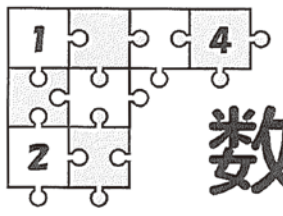

数独（スウドク）

二重枠（２つあります）に入った数字の合計はいくつになるでしょう。

ルール

①空いているマスに１から９までの数字のどれかを入れます。

②タテ列（９列）、ヨコ列（９列）、太線で囲まれた３×３のブロック（それぞれ９マスあるブロックが９つ）のどれにも、１から９までの数字が１つ入ります。

パズル制作／ニコリ

４つの数独をそれぞれ解き
４つの答えの合計がこの
パズルの答えです

ナンクロパズル　賞品

お菓子＆紅茶
特別詰合せセット　10本

漢字抜け熟語パズル　賞品

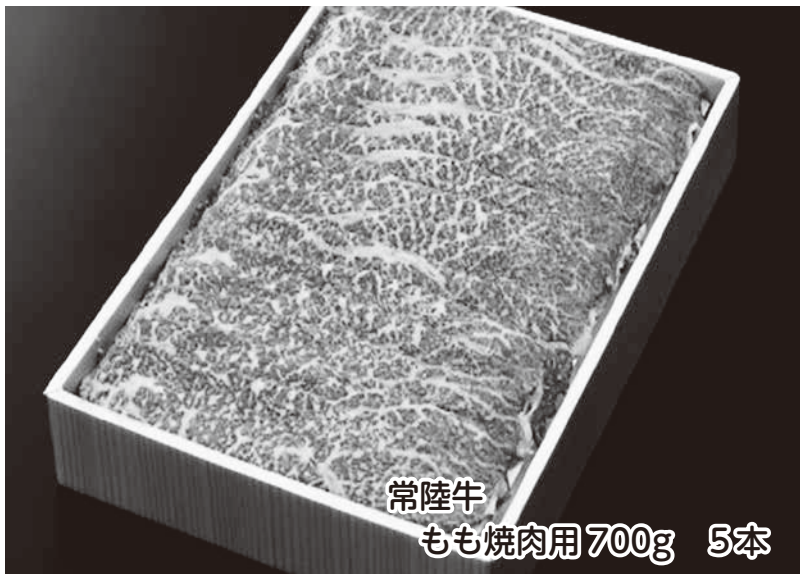

常陸牛
もも焼肉用700g　5本

数独の賞品は以下の３種類からいづれかです

奥久慈
ゆばの里ギフトセット　10本

常陸の輝き
ハンバーグセット　10本

ヨーグルト
チーズ詰合せ　10本

写真はイメージです。実際にお届けする賞品と異なる場合があります。

Wチャンス　上記賞品に惜しくもハズレた方から抽選で 50 名様に Quo カード 500 円分をプレゼント！

国家公務員の退職手当にかかわる民間退職手当退職給付の調査で人事院交渉―4／13

公務員連絡会（組合）は、4月13日に民間退職給付の調査等に関する人事院給与局長交渉を実施しました。

現在の検討状況を質すとともに、今後の人事院の見解表明に向けて「退職後の職員及び家族の生活設計に大きく影響する問題であることから慎重に対応すること」を強く要望しました。

（検討状況の説明：人事院）

○　昨年、内閣総理大臣及び財務大臣から人事院総裁に対し、民間の退職金及び企業年金の実態調査の実施と見解表明の要請を受けた。それに対し退職給付の調査を実施し（昨年12月に終了）、集計の整理・分析を行っているところである。（標本企業7，562社・回答企業3，677社）

※同調査は2006年、2011年、2016年にも政府からの要請により実施。

○　比較結果は集計中であるが、前回調査結果を受けて退職手当法が改正され、公務の水準も引き下がっている状況において、公務が上回るとしても、それほど大きな差にはならないものと見込まれる。

（説明に対する質疑応答：組合→人事院）

Q　退職給付の水準は、退職後の職員及び家族の生活設計に大きく影響するものであり関心も極めて高いが、「それほど大きな差」というのは、どの程度のものか。また、官民比較の集計を踏まえた人事院の見解はいかがか。

A　まだ話せる状況にはない。見解は集計結果を踏まえて示す。

Q　過去3回の調査では退職給付制度がある企業数は90％を超えていたが、今回の調査結果はいかがか。

A　過去の調査と同程度（92・3％）である。

Q　民間企業の退職一時金、企業年金の制度について、前回調査と比較して変化した点はあるか。

A　企業年金（退職一時金との併用を含む）の割合が減少、退職一時金が増加傾向にある（退職一時金4割、企業年金6割）企業年金では確定給付企業年金と確定拠出年金の割合が増加、厚生年金基金が減少。これは、厚生年金保険法等の一部改正の影響と考えている。

Q　国家公務員の定年退職者等を取り巻く環境は、給与等の取扱いを含め、前回調査と比較して変化はあるか。

A　退職手当の水準自体の引き下げ、55歳超職員の標準の勤務成績での昇給停止など、高齢職員の給与水準上昇の抑制措置により、退職までに到達する俸給月額の水準自体が抑制されていることによる影響があると考えている。

折しも、コロナ禍のなかで公務職場に過労が指摘されている今、『助けて』が言えない職種も多いのが現状です。このイベントが意味するところが、考える機会になると働き方が変わるかもしれません。

第93回茨城県中央メーデー

メーデー（英：May Day）は、5月1日に世界各地で行われる労働者の祭典。労働者が権利を要求するために行進や集会などを行い、団結の威力を示す事とされています。

別な意味では、警察、航空機の操縦士、消防士、各種交通機関など命が危険にさらされているような緊急事態を知らせるのに使われています。

「メーデー」が使う遭難信号を意味する国際的緊急用符号語です。フランス語の「ヴネ・メデ（venez m'aider）」、すなわち「助けに来て」に由来するもので、一般に人

2022年4月23日（土）水戸市三の丸庁舎広場にて

学習会のお知らせについて

自治労より、新型コロナウイルス感染症の影響で開催延期されておりました各種学習会が、案内されています。働き方改革が叫ばれる今、新入職員も現職員も、労務に関して様々な知識を備えていくことは大切なことと考えます。

学習会を通して、組合の組織強化や活動がより活性されるように参加及び声掛けをお願い致します。

ユニオンセミナーの開催

▽第1回ユニオンセミナー「自治労運動・共済・給与制度の仕組みについて」

日　時	場　所	住　所
5/21（土）13:30～17:00	フェルベール・サンシャイン	水戸市白梅2－3－86
	自治労県南会館	牛久市中央2－27－2

2022年度ブロック活動者学校の開催

▽第2回テーマ「助け合い・支え合い－じちろうの共済」

6/7（火）18:30～	自治労会館	水戸桜川2－3－30	自治労共済茨城県支部 花岡事務局長
6/9（木）18:30～	自治労県南会館	牛久市中央2－27－2	

▽第3回テーマ「安全衛生活動と快適職場づくり」

7/5（火）18:30～	自治労会館	水戸桜川2－3－30	自治労本部 八巻労働条件局長
7/7（木）18:30～	自治労県南会館	牛久市中央2－27－2	

◎参加申込：各実施日の三日前迄　下記に連絡をお願いします。

問い合せ：自治研部長　園原一恵　神谷書記
TEL：029－301－6136　FAX：029－301－6143
E-mail：i-jitiken@bz01.plala.or.jp